

未来館基幹的設備改良工事  
及び長期包括運營業務委託事業

募 集 要 項

令和4年4月6日

伊佐北始良環境管理組合



## 目 次

第1章 用語の定義.....	1
第2章 募集要項の趣旨.....	4
1 募集要項の公募日 .....	4
2 付属資料 .....	4
第3章 事業内容に関する事項.....	5
1 事業内容に関する事項 .....	5
2 事業者が実施する業務の範囲 .....	8
3 本組合が実施する業務の範囲 .....	8
4 事業者の収入に関する事項（本組合からの支払分） .....	9
第4章 応募者の参加資格要件.....	10
1 応募者の構成等 .....	10
2 応募者の参加資格要件等 .....	10
3 契約上限金額 .....	12
4 関係法令等の遵守 .....	13
第5章 事業者の募集及び選定に関する事項 .....	14
1 事業者選定の方法 .....	14
2 事業者選定委員会の設置 .....	14
3 事業者の募集及び選定の手順 .....	15
4 提出書類の取扱・著作権 .....	18
5 費用負担 .....	18
6 事業者の決定及び非選定 .....	18
第6章 事業者の募集及び選定の手続き等 .....	19
1 事業者の募集及び選定の手続き .....	19
2 優先交渉権者決定後の手続き .....	21
第7章 提出書類.....	23
1 参加資格審査時の提出書類 .....	23
2 資格審査通過後に提案書類の提出を辞退する場合の提出書類.....	23
3 提案書類 .....	23
第8章 提出書類作成要領.....	24

1 一般事項 .....	24
2 参加資格審査時の提出書類 .....	24
3 提案書類 .....	24
4 留意事項 .....	25
第9章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 .....	26
1 想定されるサービスの水準・仕様 .....	26
2 想定されるリスクの分担 .....	26
3 本組合による事業の実施状況の監視 .....	26
第10章 事業の継続が困難となった場合の措置 .....	27
1 基本的考え方 .....	27
2 本事業の継続が困難となった場合の措置 .....	27
第11章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	28
1 法制上及び税制上の措置に関する事項 .....	28
2 財政上及び金融上の支援に関する事項 .....	28
3 その他の支援に関する事項 .....	28
《添付資料》	
資料1 工事費及び運営費の支払い	
資料2 モニタリング及び運営費の減額等	
資料3 地元貢献額の算定方法	

## 第 1 章 用語の定義

「未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業 募集要項」で用いる用語を以下のとおり定義する。

番号	用語	定義
1	PFI 法	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号改正令和元年法律第 71 号）をいう。Private Finance Initiative の略。
2	DBO 方式	PFI 法に準拠して、公共が自ら資金調達を行い、公共が一括して民間事業者に、設計・建設は請負わせ、運営は委託する方式をいう。Design：設計、Build：建設（施工）、Operate：運営の略。
3	本組合	構成市町（1 市 1 町）で構成する一部事務組合で、「伊佐北始良環境管理組合」をいう。（令和 4 年度までは霧島市を含め 2 市 1 町からなる。）
4	構成市町	伊佐市、湧水町の 1 市 1 町を総称していう。（令和 4 年度までは霧島市を含む。）
5	本事業	本組合が実施する「未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業」をいう。
6	現事業	平成 25 年度から令和 4 年度まで実施している本施設の長期包括運營業務委託をいう。
7	本施設	本事業を予定している「未来館」をいい、建築物、処理設備及び構内道路等の外構のすべてを総称していう。
8	焼却プラント	本施設のうち、処理対象物を焼却処理する施設をいう。
9	リサイクルプラント （資源物回収施設）	本施設のうち、処理対象物を破砕選別処理する施設をいう。
10	処理対象物	構成市町から排出され、本施設に搬入される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみ（びん、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶等）をいう。
11	副生産物	本施設の処理の過程で発生する焼却主灰、焼却飛灰及び不燃残渣等をいう。

番号	用語	定義
12	プラント	本施設のうち、処理対象物を焼却処理又は破砕選別処理するために必要なすべての機械設備、電気設備等をいう。
13	建築物等	本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
14	設計・施工業務	本施設の基幹的設備改良工事における設計・施工業務をいう。
15	運營業務	本施設の運営（運転管理及び維持管理業務を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
16	応募者	本施設の設計・施工業務、運營業務の能力を有し、本事業に参加する単独企業又は複数の企業で構成される者をいう。参加表明書に記載された構成企業で構成される。
17	資格審査通過者	応募者のうち、資格審査を通過した応募者という。
18	優先交渉権者	応募者のうち、総合評価により選定委員会から最も優秀な提案を行った者として選定された者をいう。
19	事業者	本組合と事業契約を締結し、本事業を実施する特定の者をいい、総称して又は個別にいう。
20	代表企業	構成企業のうち、応募者の代表を務める者をいう。
21	構成企業	応募者が複数の企業で構成される場合、事業者の選定後、その一員として、本業務の一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
22	工事請負事業者	本事業の設計・施工業務を行う事業者をいう。
23	運営事業者	本事業の運營業務を行う事業者をいう。
24	管内業者	本組合の入札参加資格登録において、構成市町に本社（本店）若しくは支店（営業所）を登録する企業をいう。
25	募集要項	応募者に対して、本組合が事業条件、参加手続等を説明するための書類をいう。
26	募集要項等	本事業を実施する民間事業者の募集に際して、公表又は配布する以下書類等をいう。 募集要項、要求水準書、事業者選定基準書、事業契約書（案）、様式集
27	要求水準書	本事業の基本的な業務内容について定めるものであり、本事業の目的達成に必要な設備及び業務等についての要件を記載したものをいう。

番号	用語	定義
28	提案書類	応募者が、募集要項に規定する提案審査を受けるために本組合へ期限内に提出する「技術提案書」「価格提案書」その他これらに付属又は関連する書類を総称していう。
29	技術提案書	提案書類のうち、応募者が募集要項等に基づき作成し、本組合へ提出する技術的な内容の書類をいう。
30	事業契約	本組合と事業者の間で締結される基本契約、建設工事請負契約及び運營業務委託契約を総称していう。
31	基本契約	本事業の実施に際し相互の協力、支援等の基本的事項について、本組合と事業者の間で締結される契約をいう。
32	建設工事請負契約	本組合と工事請負事業者の間で締結される本施設の基幹的設備改良工事における設計・施工業務に係る建設工事請負契約をいう。
33	運營業務委託契約	本組合と運営事業者の間で締結される本施設の運營業務に係る運營業務委託契約をいう。
34	工事費	本施設の設計・施工業務に係るすべての費用に基づき、本組合から工事請負事業者に支払われる対価をいう。
35	運営費	本事業の運營業務に係るすべての費用に基づき、本組合から運営事業者に支払われる対価をいう。
36	モニタリング	運営期間にわたり、運営事業者が提供する公共サービスの水準を本組合が監視（測定・評価等）する行為をいう。
37	リスク	本事業の実施に当たり、事業契約の締結時点では、その影響を正確に想定できないような不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をいう。
38	不可抗力	本組合及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、天変地異、騒乱、暴動、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
39	ホームページ	本事業に係る構成市町のホームページをいう。

## 第2章 募集要項の趣旨

本募集要項は、本事業を実施する事業者を公募型プロポーザルにより募集及び選定するにあたり適用されるものであり、本事業に係る公募に基づく事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本募集要項を含め下記に記述する付属資料（一体ものとして以下「募集要項等」という。）によるものとする。

なお、本組合が令和3年10月12日に公表した実施方針は、本事業に関する方針等を示したものであり、それら書類間に齟齬がある場合は、募集要項等の記述及びその解釈が優先するものとする。

応募者は、募集要項等に記載された事業者の役割を十分理解した上で、募集要項等に沿って、提案書類等を作成し提出するものとする。

### 1 募集要項の公募日

令和4年4月6日（水）

### 2 付属資料

- (1) 要求水準書（その1）【未来館基幹的設備改良工事編】
- (2) 要求水準書（その2）【未来館長期包括運營業務委託編】
- (3) 事業者選定基準書
- (4) 基本契約書（案）
- (5) 建設工事請負契約書（案）
- (6) 運營業務委託契約書（案）
- (7) 様式集

### 第3章 事業内容に関する事項

#### 1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

伊佐北始良環境管理組合 管理者 橋本 欣也

(4) 事業目的

本組合の一般廃棄物処理施設である本施設は、焼却プラント及びリサイクルプラント（資源物回収施設）からなる施設で平成15年4月に供用開始している。

本施設のうち、焼却プラントについては、供用開始後に焼却方式の変更に伴う焼却設備部分の改造を行い、平成27年度以降は、ストーカ方式の全連続式焼却炉として稼働している。

また、平成25年3月より焼却プラントとリサイクルプラント（資源物回収施設）一体での長期包括運營業務委託を実施している。

令和4年度末に現事業の委託期間終了を迎えるにあたり、本組合では、今後も本施設の施設機能を適切かつ経済的に維持するため、「令和2年度未来館施設長寿命化総合計画」に基づき、循環型社会形成推進交付金制度を活用した基幹的設備改良工事を行うとともに、令和5年度以降についても長期包括運營業務委託を行うことを目的として本事業を実施する。

(5) 対象施設

ア 焼却プラント

供用開始：平成15年4月

(平成26年～平成27年改造：ガス溶融炉⇒ストーカ炉)

施設規模：40 t / 日 × 2 炉 = 80 t / 日

処理方式：ストーカ式焼却炉

イ リサイクルプラント（資源物回収施設）

供用開始：平成15年4月

施設規模：19 t / 日（5時間）

粗大ごみ・不燃ごみ処理ライン 14.57 t / 日

缶類・びん類処理ライン 1.50 t / 日

ペットボトル処理ライン 0.06 t / 日

その他プラスチック処理ライン 2.87 t /日

処理方式：

粗大ごみ・不燃ごみ処理ライン	粗破碎＋回転式破碎
可燃性ごみ処理ライン	機械せん断
缶類・びん類処理ライン	破袋＋磁選＋アルミ選＋圧縮＋色選
ペットボトル処理ライン	破袋＋圧縮・梱包
その他プラスチック処理ライン	圧縮・梱包

## (6) 事業内容

### ア 基幹的設備改良工事の実施

本組合が策定した「令和2年度未来館施設長寿命化総合計画」に基づき、本施設の基幹的設備改良工事を実施する。

なお、本事業における設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付金1/3）の対象事業として実施する予定であり、交付要件を満たすため、当該改良工事を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素排出量を焼却プラントが3%以上、リサイクルプラント（資源物回収施設）が3%以上削減することとする。

### イ 長期包括運營業務委託の実施

本事業における運營業務については、構成市町が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等及び管内住民が直接搬入するごみ、構成市町の許可業者が搬入するごみ等の処理を行うため、本施設の受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、その他関連業務等を実施する。

## (7) 事業方式

本施設の長期包括運營業務委託を実施しながら、本施設の基幹的設備改良工事を行う本事業をDBO方式により実施する。

## (8) 契約形態

本組合は、事業者の本施設の基幹的設備改良工事と長期包括運營業務委託を一括して発注し、本事業に係る事業契約を事業者と締結する。

ア 本組合は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため、本事業に係る基本契約を締結する。

イ 本組合は、基本契約に基づいて、事業者のうち設計・施工業務を担当する工事請負事業者と建設工事請負契約を締結する。なお、建設工事請負契約については、本組合議会の議決を経て成立するものとする。

ウ 本組合は、基本契約に基づいて、事業者のうち運營業務を担当する運営事業者と運營業務委託契約を締結する。

エ 基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約の3つの契約をまとめて、以

下「事業契約」という。

(9) 事業期間

ア 事業期間

事業期間：契約締結日から令和 15 年 3 月 31 日まで

イ 設計・施工業務

基幹的設備改良工事期間：契約締結日から令和 7 年 3 月 31 日まで

ウ 運營業務

運營業務準備期間：契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日まで

長期包括運營業務委託期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日まで

## 2 事業者が実施する業務の範囲

事業者が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

なお、事業者は、事業期間を通じ、本組合が行う行政手続等に協力することとする。

### (1) 設計・施工業務

工事請負事業者は、基幹的設備改良工事に係るすべての設備及び工事に関わる設計・施工業務を行う。

### (2) 運營業務

運営事業者は、以下に示す運營業務を行う。

- ① 受付管理業務
- ② 運転管理業務
- ③ 維持管理業務
- ④ 環境管理業務
- ⑤ 情報管理業務
- ⑥ その他関連業務

### (3) 事業期間終了時の対応

事業期間終了時の対応について、本組合は、本施設を長期にわたり使用することを想定しており、事業終了後も本施設を継続して使用する予定であるため、事業者は、その前提に立って本事業を行うこととする。

また、事業期間終了時に要求水準を満足する状況を保って、本施設を本組合に引継ぐものとする。

なお、本事業の事業期間終了時の対応について、本組合及び運営事業者は事業終了日の24か月前から協議を開始することとする。

## 3 本組合が実施する業務の範囲

本組合が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

### (1) 本施設の設計・施工に係る業務

- ① 交付金の申請等
- ② 工事費の支払
- ③ 本施設の設計・施工状況の施工監理

### (2) 本施設の運営に係る業務

- ① 処理対象物の搬入
- ② 本施設から発生する副生産物の運搬及び処理（ただし、本組合がその責任を負うとしている副生産物に限る。）
- ③ 運営費の支払

- ④ 行政視察への対応
- ⑤ 本施設の運営状況のモニタリング

#### 4 事業者の収入に関する事項（本組合からの支払分）

本事業における事業者の収入は次のとおりとし、詳細は「添付資料1 工事費及び運営費の支払い」において定める。ただし、契約初年度（令和4年度）は支払いを行わないこととする。

##### （1）設計・施工業務に相当する対価

本組合は、本施設の設計・施工業務に相当する対価（工事費）を建設工事請負契約に基づき、建設請負事業者に対して年度ごとに支払う。

また、著しい物価変動があった場合、建設工事請負契約書（案）において定める。

##### （2）運営業務に相当する対価

本組合は、本施設の運営業務に相当する対価（運営費）を運営業務委託契約に基づき、運営業務期間にわたり、運営事業者に対して毎月1回支払う。

また、著しい物価変動があった場合、運営事業者委託契約書（案）において定める。

## 第4章 応募者の参加資格要件

応募者は、参加表明書及び参加資格審査申請書の提出期限において、以下の要件をすべて満たしていることとする。

本事業の実施に当たっては、以下に示す応募者の構成等で規定する事業者で推進することはもとより、構成市町内の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、管内業者を積極的に活用することとする。

### 1 応募者の構成等

- (1) 応募者は、基幹的設備改良工事と長期包括運營業務委託を行う単独の企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成される者（以下「企業グループ」という。）とする。
- (2) 企業グループにあつては、焼却プラントの基幹的設備改良工事を担当する企業を代表企業とし、当該代表企業がすべての応募手続を行うものとする。
- (3) 焼却プラントの基幹的設備改良工事と長期包括運營業務委託において、それぞれ主要な業務を担う企業は、構成企業であることとする。
- (4) 企業グループとして応募する場合は、代表企業又はその他の構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- (5) 代表企業の変更、企業グループの構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- (6) 応募企業又は企業グループの構成企業は、他の応募企業又は企業グループの構成企業となることはできない。
- (7) 応募者と関連会社の関係にある企業が、他の応募企業又は企業グループの構成企業となることはできない。
- (8) 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

### 2 応募者の参加資格要件等

応募企業又は企業グループの構成企業は、以下の要件をすべて満たす者でなければならない。

#### (1) 共通の参加資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- イ 本組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ウ 本組合の指名停止、入札参加資格制限等の措置を受けていない者。
- エ 法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- オ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者。
- カ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第

64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けていない者。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続きの申立てを含む。）。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。

ケ 本事業に係るアドバイザー業務受注者（中日本建設コンサルタント株式会社）と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。

コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人及び代理人として使用していないこと。

サ 個人にあっては、暴力団等の構成員でないこと。法人にあっては、暴力団等の経営支配法人でないこと。

## （2）設計・施工業務を行う企業の要件

応募企業又は企業グループの構成企業のうち、設計・施工業務を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく有資格者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値が1,000点以上であること。

### エ 焼却施設

ダイオキシン類の排出規制が強化された平成14年度以降において、以下に示す要件をすべて満たす地方公共団体が発注したストーカ式焼却施設の建設又は基幹的設備改良工事を単独元請けで実施した実績（2件以上）を有すること。

a. 処理方式：ストーカ式焼却炉

b. 処理能力：80t/日以上（40t/日以上、2系列以上）

c. 稼働実績：稼働開始から5年以上稼働している実績

### オ リサイクル施設

地方公共団体が発注したリサイクル施設において、以下に示す要件をすべて満たす建設又は基幹的設備改良工事を単独元請けで実施した実績（2件以上）を有すること。

a. 処理能力：施設全体19t/日以上、高速回転式破砕機3.0t/h以上

b. 破砕設備：高速回転式破砕機を導入している施設

- c. 稼働実績：稼働開始から5年以上稼働している実績
- カ 建設業法に係る清掃施設工事業もしくは機械器具設置工事業における監理技術者及び主任技術者を専任で配置できること。

(3) 運營業務を行う企業の要件

応募企業又は企業グループの構成企業のうち、運營業務を行う企業は、以下の要件を満たすこととする。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う1社が以下の要件を満たすこととする。

- ア 地方公共団体が所有する一般廃棄物処理施設において、以下に示す要件をすべて満たす包括運営実績を有すること。

- a. 焼却施設

本施設と同種の焼却施設（ストーカ式焼却施設、処理能力80t/日以上（40t/日以上、2系列以上））において、令和4年3月31日時点で5年以上の包括運営実績を有すること。

- b. リサイクル施設

本施設と同種のリサイクル施設において、令和4年3月31日時点で5年以上の包括運営実績を有すること。

- イ アの施設での運転管理実績を有する専門の技術者又は本組合が認めるそれに相当する技能・経験を有した専門の技術者を運営開始から1年以上本施設の運転員として専任で配置し、業務に従事させること。

(4) 応募者の失格

応募者の参加申込書の提出から事業者決定までの間において、やむを得ない事由<sup>注)</sup>で本組合が変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合は、応募者は失格とする。

注) 事由の例：事業の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき

### 3 契約上限金額

本事業の契約上限金額は、次のとおりとする。

契約上限金額は、事業期間中に本組合が事業者を支払う工事費及び運営費を単純に合計した金額（実額ベース）であり、事業契約（案）に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

契約上限金額 6,724,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

契約上限金額の内訳額は、次のとおりである。

(1) 工事費の内訳額（参考）

2,880,900,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）

(2) 運営費の内訳額 (参考)

3,843,600,000 円 (消費税及び地方消費税額を含む。)

(3) 応募者が提出する提案価格が、本組合が設定する上記の契約上限金額を超えた場合、当該応募者は失格とする。

#### **4 関係法令等の遵守**

事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。) のほか、PFI 法、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成 19 年法律第 56 号。) 等をはじめとする必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

## 第5章 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、公平性及び透明性の確保、事業者における本組合のニーズの理解促進、事業者の創意工夫を発揮した提案の確保等の観点から、公募型プロポーザル方式により行う。

### 2 事業者選定委員会の設置

本組合は、事業者の選定を公正かつ適正に選定するため、未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運営業務委託事業に係る伊佐北始良環境管理組合事業者選定委員会設置要綱（以下「選定委員会設置要綱」という。）に基づき、本事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置している。本組合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に準じ、学識経験を有する者より意見を聴取する。

選定委員会は、組合副管理者及び組合構成市町職員で構成する。

選定委員会は、選定委員会設置要綱第3条に基づき、次の7名の委員で構成する。

委員長	組合副管理者
副委員長	伊佐市環境政策課長
委員	伊佐市財政課長
委員	霧島市環境衛生課長
委員	霧島市財政課長
委員	湧水町住民税務課長
委員	湧水町企画財政課長

なお、本募集要項公表後から事業者決定までの間に、応募者が選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は、当該応募者を失格とする。

### 3 事業者の募集及び選定の手順

#### (1) 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

	内 容	スケジュール
①	募集要項等の公表	令和4年4月6日
②	応募者の参加資格に関する質問の受付締切	令和4年4月20日
③	応募者の参加資格に関する質問に対する回答公表	令和4年5月11日
④	参加表明書及び参加資格審査申請書の受付締切	令和4年5月25日
⑤	資格審査結果の通知	令和4年6月8日
⑥	募集要項等に関する質問の受付締切	令和4年6月22日
⑦	募集要項等に関する質問に対する回答公表	令和4年7月6日
⑧	提案書類の受付締切	令和4年9月9日
⑨	資格審査通過者へのヒアリング等の実施	令和4年10月中旬
⑩	優先交渉権者の決定・通知	令和4年10月下旬
⑪	審査結果の公表	⑩の後速やかに行う
⑫	契約協議（仮契約の締結）	⑪の後速やかに行う
⑬	本組合議会の議決（本契約の締結）	令和5年2月

(2) 選定手順フロー

下記に示すフローで、事業者の審査及び選定を行う。

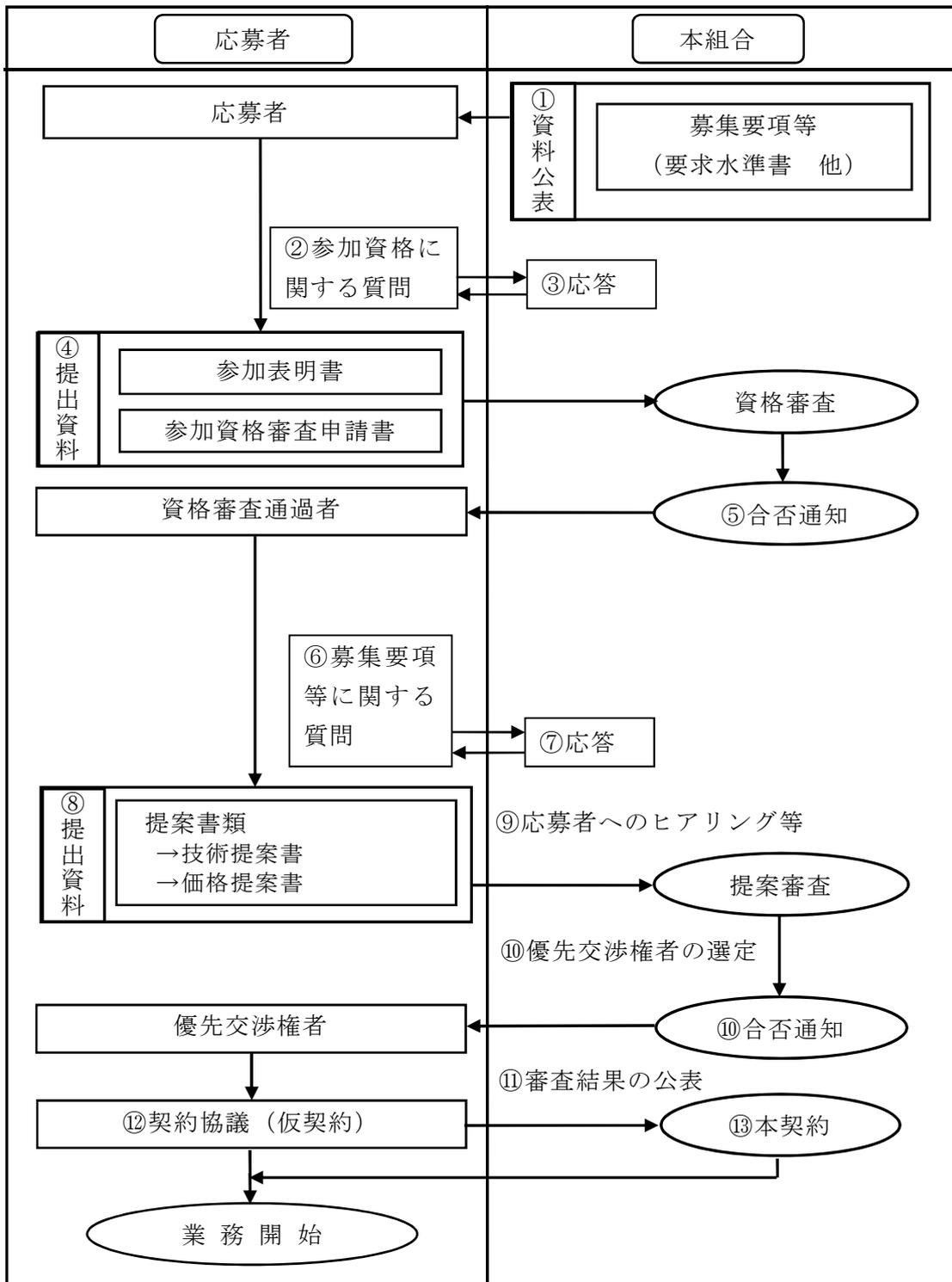


図 事業者の選定フロー

### (3) 審査手順及び方法

審査は、資格審査、提案審査の2段階にて実施する。選定委員会は、応募者の経済性、事業計画、本施設の設計・施工及び運営能力、その他の条件等を総合的に評価し、優先交渉権者を選定することとする。

#### ア 資格審査

本組合は、応募者から提出された参加資格審査申請書を基に、応募者が「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たしていることの確認を行う。

資格審査に合格した資格審査通過者のみが、次の段階として提案書類を提出し、参加できることとする。

#### イ 提案審査

##### ① 基礎審査

資格審査通過者から提出された提案書類について、提案内容が要求水準書を満足するものであること等の確認を行う。

- a. 提案書類の確認
- b. 要求水準達成の確認
- c. その他これらを実施するうえで必要な確認

これらを満たすことが確認された資格審査通過者のみ、次段階の総合評価へ進むことができる。

##### ② 総合評価

基礎審査を通過した資格審査通過者から提案された内容に対して、選定委員会は下記の事項について総合的な評価を行い、最も総合評価値（技術評価点と価格評価点との合計）が高い資格審査通過者を優先交渉権者として選定するとともに、その他の順位を決定する。

また、最も総合評価値が高い資格審査通過者が同点で2者以上いる場合には、同点の者の中から該当者にくじを引かせて優先交渉権者を定める。

なお、審査基準等の詳細については、事業者選定基準書において示す。

- a. 事業全体に関する事項
- b. 基幹的設備改良工事に関する事項
- c. 長期包括運營業務委託に関する事項
- d. 提案価格に関する事項
- e. その他これらを実施するうえで必要な事項

### (4) 優先交渉権者の選定及び審査結果の公表

本組合は、選定委員会の総合評価・審査により選定された優先交渉権者及び審査結果は、構成市町ホームページにおいて公表する。

### (5) 優先交渉権者の失格

応募企業又は企業グループの代表企業が、優先交渉権者選定から事業契約締結

までに、次の事由に該当した場合は失格とする。ただし、該当企業が企業グループの構成企業の場合に限り、直ちに失格とはせず、本組合の判断により、当該構成企業の変更を認める場合がある。

ア 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号若しくは第 19 条に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。

イ 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人若しくは法令で定める法人の役員及びその使用人等が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

#### **4 提出書類の取扱・著作権**

提出書類の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、本組合は、応募者と協議の上、必要な範囲において公表等を行うことができることとする。

#### **5 費用負担**

応募に係る経費は、応募者の負担とする。

#### **6 事業者の決定及び非選定**

(1) 本組合は、募集要項等に基づき優先交渉権者と事業契約を締結することにより事業者を決定するものとする。ただし、優先交渉権者の事由により契約の締結が出来なかった場合は、総合評価の次点交渉権者と契約交渉を行うものとする。

(2) 事業者の募集において応募者がいなかった等の理由により事業者を選定しなかった場合、この旨を速やかに公表する。

## 第6章 事業者の募集及び選定の手続き等

### 1 事業者の募集及び選定の手続き

#### (1) 書類の提出先及び問い合わせ先

伊佐北始良環境管理組合

住 所 : 〒895-2813 鹿児島県伊佐市菱刈南浦 880 番地 56

電話番号 : 0995-24-1502

FAX 番号 : 0995-24-1501

メールアドレス : miraikan@mocha.ocn.ne.jp

#### (2) 募集要項等に係る資料の交付

募集要項等に係る資料は、令和4年4月6日(水)から令和4年6月30日(木)までの間に、本組合構成市町のホームページから入手するものとする。

霧島市 HP アドレス : <http://www.city-kirishima.jp/>

伊佐市 HP アドレス : <https://www.city.isa.kagoshima.jp/>

湧水町 HP アドレス : <https://www.town.yusui.kagoshima.jp/>

#### (3) 現地確認

応募者は、本施設を現地確認すること、現地確認時に既設施設の竣工図書及び運転報告書等の資料を閲覧することができる。現地確認を希望する者は、「現地確認申込書」(様式集【様式1-13】)に必要事項を記入し、電子メールにより本組合へ提出する。本組合は電子メールにより、現地確認日を通知する。

また、現地確認日に「現地確認関する誓約書」(様式集【式1-14】)本組合に提出後に、現地確認を開始することとし、人数制限はもうけない。

なお、現地確認日に本事業に関する質問は受付けない。

石綿の使用状況に係わる現地調査の希望は、「現地確認申込書」(様式集【様式1-13】)に現地調査希望の有無を記述すること。

#### (4) 参加資格に関する質問の受付

##### ア 提出方法

質疑のある者は、「参加資格に関する質問書」(様式集【様式2-1】)にその内容を記載し、電子メールにて提出すること。

なお、電子メール以外の問い合わせには応じないので留意する。

##### イ 提出場所

上記(1)に同じ。

##### ウ 提出期限

令和4年4月20日(水)午後5時まで

##### エ 質問に対する応答の公表

本組合は、回答書を作成し、本組合構成市町のホームページにて公表する。

(5) 参加表明書及び参加資格審査申請書の提出

ア 提出方法

応募者は、募集要項等に基づき必要書類を作成し、これを持参し、又は郵送すること。

なお、郵送による申し込みは、書留郵便等の配達記録が残るものに限るものと、提出期限までに到着したものに限る。

イ 提出部数

3部（正本1部、副本2部）

ウ 提出場所

上記（1）に同じ。

エ 提出期限

令和4年5月25日（水）午後5時まで

(6) 資格審査結果

資格審査結果は、令和4年6月8日（水）以降に書面（「資格審査結果通知書」）により各応募者へ通知する。

(7) 募集要項等に関する質問の受付

ア 提出方法

質疑のある者は、「募集要項等に関する質問書」（様式集【様式2-2】）にその内容を記載し、電子メールにて提出すること。

なお、電子メール以外の問い合わせには応じないので留意する。

イ 提出場所

上記（1）に同じ。

ウ 提出期限

令和4年6月22日（水）午後5時まで

エ 質問に対する応答の公表

本組合は、回答書を作成し、本組合構成市町のホームページにて公表する。

(8) 提案書類提出の辞退

ア 提出方法

資格審査通過者は、提案書類の提出期限までは、随時、提出を辞退することができる。

提出を辞退する場合は、資格審査通過者が提案書類提出辞退届「様式集【様式3-1】」を本組合へ持参（電子メール、ファックスによる提出は認めない）により提出する。

なお、当該辞退の撤回はできないものとする。

イ 提出場所

上記（１）に同じ。

ウ 提出期限

令和４年７月２０日（水）午後５時まで

（９）提案書類の提出

ア 提出方法

資格審査通過者は、募集要項等に基づき提案書類等を作成し、これを持参し、又は郵送すること。

なお、郵送による提出は、書留郵便等の配達記録が残るものに限るとし、提出期限までに到着したのものに限る。

イ 提出部数

提案書類：１６部（正本１部、副本１５部）

提案書類電子データ：１部（CD-R）

ウ 提出場所

上記（１）に同じ。

エ 提出期限

令和４年９月９日（金）午後５時まで

## ２ 優先交渉権者決定後の手続き

（１）契約協議

本組合と優先交渉権者は、両者が締結する契約の諸規定の内容を明確化するための協議を行うものとする。契約内容の合意後、両者は仮契約を締結する。

仮契約締結後、本組合議会の議決までの間に、優先交渉権者が地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当することとなった場合又は本組合から指名停止を受けた場合は、本組合はこの仮契約を解除することができる。

（２）本契約の締結

本組合と優先交渉権者は、仮契約の締結後、当該契約に対する本組合の議会の議決を得たうえで、本契約を締結する。

事業契約の締結に係る事業者の弁護士費用、印紙代等は、事業者の負担とし、明示的に確定することができなかつた事項については、本組合と事業者との協議により定めるものとする。

（３）契約保証金の納付等

本事業の契約に係る保証金については次のとおりとする。

詳細は、事業契約において定める。

ア 設計・施工業務期間における保証

工事請負事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の 10 分の 1 以上の額を契約保証金又は契約保証金に代わる保証等の担保を本組合に提出する。

詳細は、建設工事請負契約書（案）において定める。

イ 運営業務期間における保証

運営業務委託契約における契約保証は、本組合の規則に準用し免除とする。

(4) 違約金特約事項

優先交渉権者と本組合は、違約金に関する特約条項を締結するものとする。

## 第7章 提出書類

### 1 参加資格審査時の提出書類

参加資格審査を行う応募者は、次の提出書類をまとめて提出すること。

- (1) 参加表明書
- (2) 構成企業等一覧表
- (3) 事業実施体制
- (4) 特定建設工事共同企業体構成員一覧表
- (5) 委任状
- (6) 参加資格審査申請書
- (7) 資格審査書類
- (8) 応募者の参加資格要件チェックリスト
- (9) 役員等調書及び照会承諾書

### 2 資格審査通過後に提案書類の提出を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が提案書類の提出を辞退する場合は、次の書類を提出すること。

- (1) 提案書類提出辞退届

### 3 提案書類

提案審査を行う資格審査通過者は、次の提出書類をまとめて提出すること。

- (1) 提案書類提出届等
- (2) 要求水準対応全体計画書
- (3) 要求水準対応書（誓約書）
- (4) 提案書類
- (5) 提案函書
- (6) 添付資料
- (7) 同上電子データ（PDF形式）

## 第8章 提出書類作成要領

### 1 一般事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とする。また、原則として横書きで記述する。

様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

### 2 参加資格審査時の提出書類

参加資格確認申請時の提出書類を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

参加表明書【様式1-1】を表紙として、提出書類を【様式1-2】から様式1-12】の順番でまとめ、A4判・縦・左綴じとして3部（正本1部、副本2部）を提出すること。

なお、参加資格審査書類の綴じ込みは、ファイル綴じとする。

### 3 提案書類

提案書類を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

(1) 提案書類は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「提案書類」をA4判（A3判書類についてはA4判に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各16部（正本1部、副本15部）提出すること。文字サイズは10.0ポイント以上（図表を除く）とすること。

(2) 提案図書は、様式集（提案図書一覧表）の順番で1冊にまとめ、A4判（A3判書類についてはA4判に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各16部（正本1部、副本15部）提出すること。

また、提案図書については次のとおりとする。

図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。

右下に図面名称を記入する。

(3) 添付資料は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4判（A3判書類についてはA4判に折込み）・縦・横書き・左綴じとして、各16部（正本1部、副本15部）提出すること。

なお、添付資料の枚数が少ない場合には、(1)に示した提案書類と一緒に1冊にまとめることも可とする。その場合は、技術提案書、添付資料の順番とすること。

(4) 提案書類のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。

また、着色は自由とする。

- (5) 自治体名や施設名を記載する場合は、必ず自治体名や施設名を伏せること（例：A市、B町、C組合、Dセンター、E処理施設）。
- (6) 提案書類のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において代表企業名を明らかにすること。（正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。）。
- (7) 関心表明書は提出しないこと。
- (8) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (9) 本組合に提出する提案書の電子データは、PDF形式とし、提案書類、提案図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ1つのPDFファイルにまとめて提出すること。

ただし、電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。

また、PDFに加えて、様式集（Excel版）についてはMicrosoft Excel（Windows版、xlsx形式）も提出すること。

なお、本組合に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと。

#### 4 留意事項

##### (1) 地元貢献への配慮

- ア 事業者は、可能な限り本組合の構成市町内から地元雇用を配慮すること。
- イ 事業者は、構成企業等を選定する際に、可能な限り管内業者の中から選定するよう努めること。
- ウ 事業者は、業務に必要な資材等についても管内業者の中から調達するよう努めること。
- エ 事業者は、本施設の周辺の住民との良好な信頼関係を構築するため、地域への協力や貢献等に努めること。

##### (2) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め募集要項等に関する質問において、本組合に確認し、了解を得たものに限り有効とする。本組合の了解を得ずに提案を行った場合には、事業者選定基準書に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。

なお、質問内容が応募者のノウハウに関する場合には、個別に回答する場合がある。

## 第9章 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう設計・施工業務及び運營業務を行うこととする。

### 2 想定されるリスクの分担

#### (1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などに基づき、当該リスクを最もよく管理可能な者が適正に分担することとする。

#### (2) 想定されるリスクの分担

本組合と事業者のリスク分担は、原則として基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）によるものとする。

### 3 本組合による事業の実施状況の監視

#### (1) 設計・施工業務期間

本組合は、設計・施工業務について施工監理を行う。また、設計・施工業務の実施状況や結果が、建設工事請負契約書及び要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本組合は改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき工事請負事業者は必要な措置を講じることとする。

#### (2) 運營業務期間

本組合は、運営事業者による運営状況についてモニタリングを行う。また、運營業務委託契約書及び要求水準書等で定められた条件を満たしていない並びに本施設の性能を十分に発揮できていないと判断された場合には、本組合は改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は必要な措置を講じることとする。モニタリングの詳細は、添付資料2「モニタリング及び運営費の減額等」に示す。

#### (3) 運営期間の終了時

本組合は、運営期間終了時に運営事業者から提示された本施設の機能検査等の結果を踏まえて、本施設の現状確認を行う。

また、要求水準書で定められた条件を満たしていないと判断された場合には、本組合は改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は必要な措置を講じることとする。

## 第10章 事業の継続が困難となった場合の措置

### 1 基本的考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### 2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合の基本的な考え方は、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

なお、措置の詳細については、事業契約に定めることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

ア 事業者の提供するサービスが、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は事業契約の定めに従い、事業者に改善勧告を行い、一定期間内に改善策を本組合に提出させる。事業者は、本組合の承諾を得て改善策の実施を進めなければならない。また、事業者が当該期間内に改善を行うことができなかつたときは、本組合は事業契約を解除することができるものとする。

イ 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができるものとする。

ウ 前2項の規定により、本組合が事業契約を解除した場合、本組合は事業者に生じた損害の賠償を求めることができる。

#### (2) 本組合の責めに帰すべき事由の場合

ア 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

イ 前項の規定により事業者が事業契約を解除した場合、事業者は本組合に生じた損害の賠償を求めることができる。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

不可抗力その他、本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は事業契約を解除することができる。

## 第11章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等は特に想定していない。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

#### (1) 交付金の取り扱い

本施設は循環型社会形成推進交付金等の交付対象施設である。循環型社会形成推進交付金制度等におけるエネルギー回収型廃棄物処理施設の交付要綱に従うものとする。

#### (2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

### 3 その他の支援に関する事項

本組合は、事業の実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて支援を行う。

## 添付資料 1 工事費及び運営費の支払い

### 1 工事費及び運営費の支払い

本組合は、工事費及び運営費を本組合と事業者との間で締結する事業契約の規定に基づき、事業者に対して支払うものとする。

業務名	事業者の収入	支払い方法	備考
設計・施工業務	工事費	建設工事請負契約に定められた支払限度額を年度ごとに支払う	・前払金、部分払及び中間前払あり
運營業務	運営費	運營業務委託契約に定められた各年度の運営費を原則、平準化して、毎月1回均等に支払う（各月の支払い金額は、年度別の委託費を12で除した額、千円未満の端数は年末で調整する。）	・維持管理費（点検・補修費等）も含む

#### (1) 工事費

事業者が実施する設計・施工業務に相当する工事費は、提案された工事費に関する内訳書を基に、建設工事請負契約に定められた各年度における請負代金の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）を建設請負事業者に対して、年度ごとに支払う。

建設請負事業者は支払限度額の範囲内において、前払金、部分払及び中間前払について請求できるものとする。

また、著しい物価変動があった場合、建設工事請負契約書（案）において定める。

#### (2) 運営費

本組合は運営事業者の運營業務の実施状況をモニタリングし、運營業務委託契約、運營業務計画及び運営マニュアルに定められた要求水準に適合していることを確認したうえで、提案された運営費に関する内訳書を基に、運營業務委託契約に定められた運営費を運營業務期間（令和5年3月から令和15年3月まで）10年間にわたり、運営事業者に対して毎月1回支払う。

運営事業者は、本組合が要求水準に適合していることを確認後に、運営費の請求書を提出し、本組合は請求を受けた日から30日以内に運営事業者に対して運営費を支払う。

また、著しい物価変動があった場合、運營業務委託契約書（案）において定める。

#### (3) その他

本組合が事業者に対して負担すべき追加費用の支払いは、工事費又は運営費の増額をもって行うことができる。また、事業者が本組合に対して負担すべき追加費用の支払いは、工事費又は運営費の減額をもって行うことができる。

なお、損害賠償請求に関してはこの限りでない。

詳細は、事業契約において定める。

## 1 モニタリング

### (1) 基本的考え方

モニタリングは、運営費の減額を目的とするものではなく、本組合と運営事業者との対話を通じて、本事業が安定して継続できるよう実施状況を一定の水準に常に保つことを目的に実施する。

### (2) モニタリングの実施

本組合は、要求水準書及び事業者が提出した提案書類並びに運營業務委託契約書(案)(以下「要求水準書等」という。)に基づいて、運營業務の適正かつ確実な履行水準が確保されているかモニタリングする。

なお、モニタリングは定期又は随時行うものとし、詳細については、本組合と運営事業者との協議のうえ、決定する。

### (3) 業務の改善についての措置

モニタリングの結果、運営事業者による業務が要求水準書等に定めた各条項を満足していないと判断した場合、その内容に応じて以下の初期対応を行う。

#### ア 是正勧告(第1回目)

##### ① 是正措置

確認された不具合が繰り返し発生している又は初発でも重大であると本組合が判断した場合には、運営事業者に適切な是正措置をとることを通告(以下「是正勧告」という。)する。是正勧告を受けた運営事業者は、速やかに改善方法、改善期間及び再発防止対策等を記載した業務改善計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得る。

##### ② やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により、要求水準書等を満足することができない場合については、運営事業者は速やかにその事由の詳細を本組合に報告し、改善策について本組合と協議する。その結果、運営事業者が報告した事由に合理性があると本組合が判断した場合には、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の是正勧告の対象としない。

#### イ 改善の確認

運営事業者は、業務改善計画書に基づき、改善期間内に改善作業を完了し、本組合に報告する。本組合は、その改善状況についてモニタリングを行う。

#### ウ 是正勧告(第2回目)

改善期間内に改善作業が完了しない又は上記イにおけるモニタリングの結果、当該不具合が改善されていないと本組合が判断した場合、本組合は、運営事業者に第2回目の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出を求める。

運営事業者は、本組合と協議を行い、再度提出した業務改善計画書の承諾を得る。

#### エ 改善の確認

運営事業者は、再度提出した業務改善計画書に基づき、改善期間内に改善作業を完了し、本組合に報告する。本組合はその改善状況についてモニタリングを行う。

#### オ 業務担当企業の変更等

上記 ウ の改善期間内に改善作業が完了しない又は上記 エ におけるモニタリングの結果、当該不具合が改善されていないと本組合が判断した場合、本組合は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを運営事業者に請求することができる。

#### カ 契約の解除等

1 回目の是正勧告から最長 6 か月経ても、当該不具合が改善されていないと本組合が判断し、かつ、本組合がこの運営業務委託契約の継続を希望しない場合、本組合は当該契約を解除することができる。

### (4) 運営費の減額措置

#### ア 減額する金額の算定方法

減額する金額は 1 日当たりの減額対象費に減額期間と減額率を乗じて算出し、当該月の運営費の支払い額から減額する。

$$\text{減額する金額} = \text{減額対象費 (円/日)} \times \text{減額期間 (日)} \times \text{減額率 (\%)}$$

#### イ 減額対象費の考え方

減額対象費は、当該不具合が生じている年度の運営費のうち固定費（人件費及び事務費等に係る諸費用）を対象とし、当該年度の固定費を当該年度の日数で除した額とする。

#### ウ 減額期間の考え方

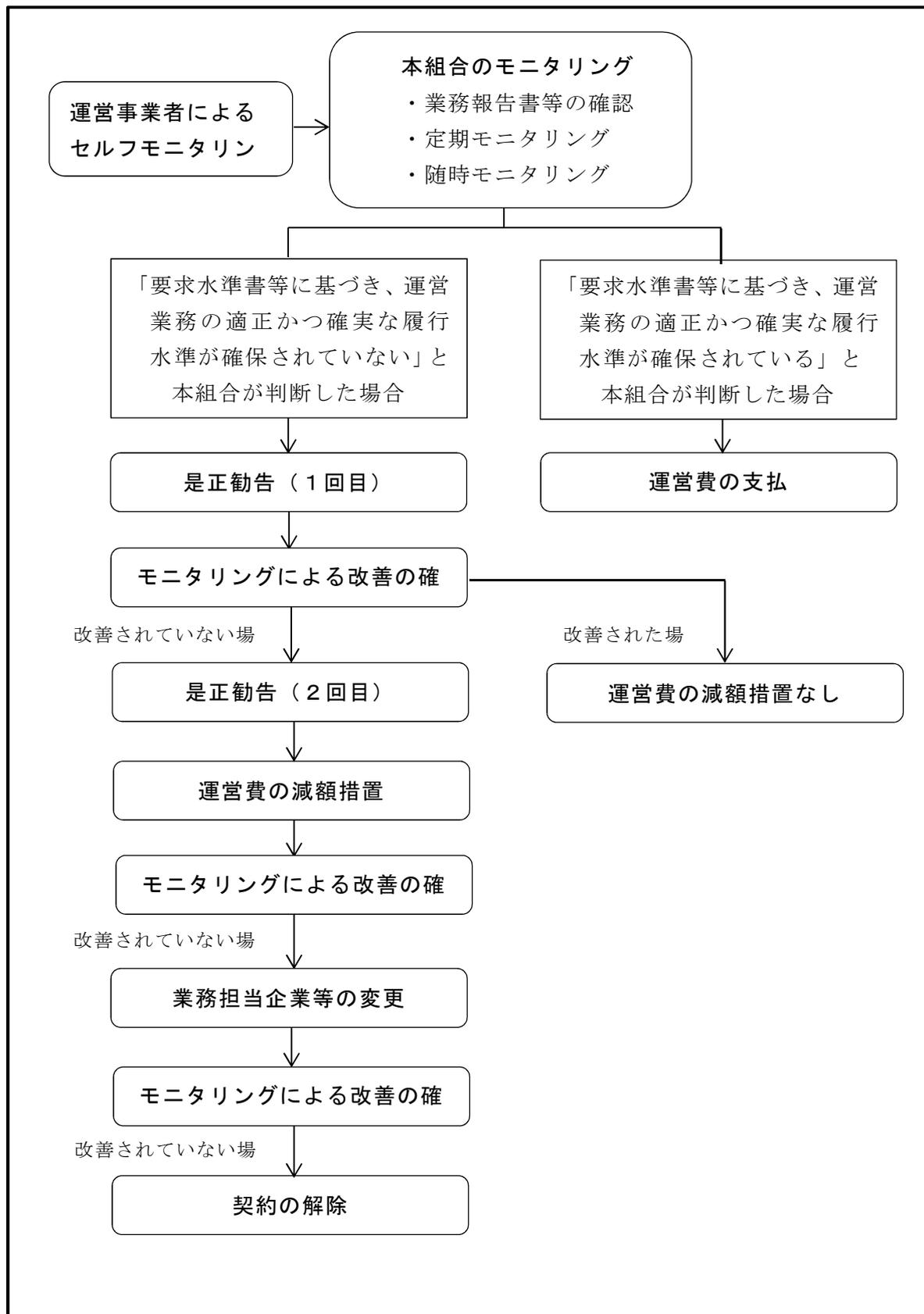
減額期間は、第 2 回目の是正勧告を行った日から当該不具合が改善されたと本組合が判断した期間の日数とする。是正

#### エ 減額率の考え方

減額率は、処理対象物がすべてごみピットに搬入できた日を 10%、処理対象物がすべてごみピットに搬入できなかった日を 50%と設定する。

## 2 モニタリング及び運営費の減額等の手順フロー

モニタリング及び運営費の減額等の手順フローは、以下に示すとおりとする。



## 1 貢献額の対象範囲

- (1) 応募者が管内業者と対象外企業とで構成される場合には、当該管内業者が担当する工事及び業務の発注額を対象とする。ただし、当該管内業者の発注額のうち、更に構成企業である管内業者への発注額は、貢献額の重複加算を避けるため対象外とする。
- (2) 対象外企業が発注する管内業者への工事及び業務の発注額は対象とする。
- (3) 管内業者が対象外企業に発注する工事及び業務の発注額は、貢献額から減額する。ただし、工事及び業務の原価を構成する資材及び用役等については、当該管内業者が対象外企業へ発注したとしても発注額から減算しない。
- (4) 上記に該当しない事項がある場合は、応募者による提案とする。

## 2 管内業者への発注額未達の場合の減額措置

### (1) 設計・施工業務

#### ア 事業者における管内業者への発注額の報告

建設請負事業者は、技術提案書に示した管内業者への発注額の達成状況等を取りまとめた発注額達成状況報告書（以下「達成報告書」という。）を毎年度、本組合に提出する。

#### イ 本組合における管内業者への発注額達成状況の確認

本組合が達成報告書を確認した結果、提案書類に示した管内業者への発注額を下回っていた場合、未達成分の金額を工事費から減額して支払う。ただし、当該発注額の未達が、建設請負事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設請負事業者が明らかにし、本組合がこれを認めた場合には、この限りではない。

### (2) 運營業務

#### ア 事業者における管内業者への発注額の報告

運営事業者は、達成報告書を毎年度、本組合に提出する。

#### イ 本組合における管内業者への発注額達成状況の確認

本組合が達成報告書を確認した結果、提案書類に示した管内業者への発注額を下回っていた場合、未達成分の金額を運営費から減額して支払う。ただし、当該発注額の未達が、運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを運営事業者が明らかにし、本組合がこれを認めた場合には、この限りではない。

### (3) 発注額未達の場合の減額方法

減額方法は、以下に示すとおりとする。

$$\text{減額する金額} = (\text{貢献額 (提案金額)} - \text{発注額 (実績値)}) \times 50\%$$